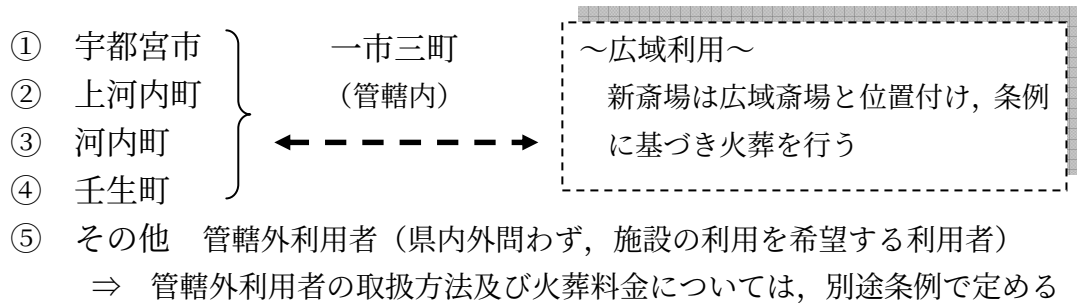


新斎場の利用形態と予約受付業務について

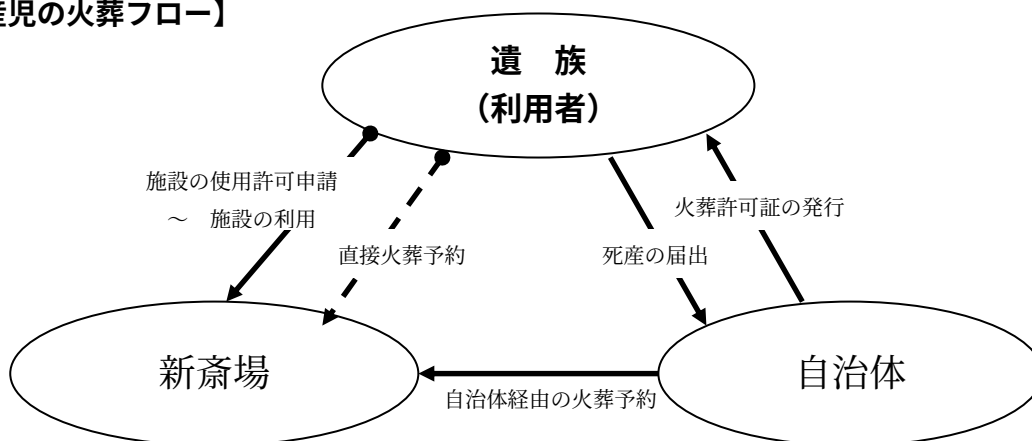
1. 火葬場の利用者について

新斎場の火葬利用を想定しているのは、基本的には以下に示す一市三町（以下「管轄内」という）の広域利用であるが、管轄外利用者からの利用申込についても管轄内の利用者に影響を与えない範囲で受け付ける。



2. 死産児の取扱いについて

【死産児の火葬フロー】



- ・ 死産児の火葬は、死産届の提出時に、遺族が自治体窓口で予約を行う事例が多い（遺族が斎場に直接電話予約を行うことも想定して、適切に対応すること）
- ・ 死産届提出の当日中（その日の午後）に火葬を行う事例が多い（葬儀・葬送行為は伴わないことが多いものと思われる）
- ・ 火葬が短時間で、且つ、会葬者が少ないことから、待合室を利用しない事例が多く見受けられる

※ 死産とは、妊娠満12週以降の死児の出産をいい、「昭和二十一年厚生省令第四十二号（死産の届出に関する規定）」で定義されたものである

3. 胞衣汚物等の取扱いについて

(1) 胞衣汚物等について

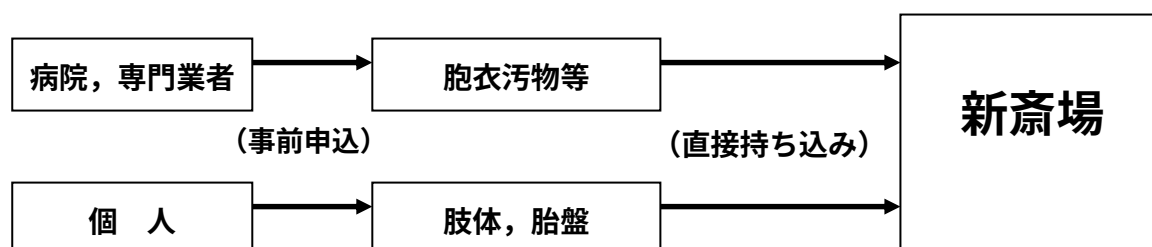
胞衣汚物等の定義（宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第2条）については、以下のとおりとする。

- ・ 妊娠満12週未満の死胎及び分娩による排泄物
- ・ 分娩による排泄物が付着した布、綿及び紙類
- ・ 手術等により生態より分離された肢体の一部又は臓器
- ・ 傷病又は疾病治療により生じた汚物
- ・ 死体をふいた布、綿及び紙類

(2) 想定される対応・取扱について

- ・ 胞衣汚物等に関しては、病院・専門業者等からの直接持ち込みを想定している。但し、肢体や胎盤（自宅出産した場合に発生する。受入時には助産師による証明の確認を要す）に関しては、個人からの持ち込みも想定される。
- ・ 持ち込み時における電話予約・申込等、詳細な取扱い方法については、別途定める。
- ・ 汚物炉は設置しないため、胞衣汚物等に関しては、主に布・綿・紙類などを取り扱う予定であり、布団などの大型汚物については受け入れない。（参考：現斎場（山本斎場）における平成17年度の処理件数は146件、処理量は約2,400kg）

【胞衣汚物の受入イメージ】



※上記のうち、肢体（四肢）の取扱いについては、収骨を希望する事例が想定（利用者のうち、概ね3分の1程度）されることから、事前に利用者の意向を確認し、火葬に準じて適切に処理すること。収骨を希望しない場合は、残骨灰として処理する。

4. 受付業務の詳細について

現斎場の予約は、葬祭業者によるものが大多数（約96%（夜間の予約に関しては約99%））で、残りが遺族等によるものである。

【予約受付業務・方法の詳細】

新斎場の火葬場・待合室・式場等の予約は、指定管理者（PFI事業者）が許可権者として施設使用許可証を発行するまでは、仮予約として位置付ける。予約受付方法は次のとおり。

(1) インターネット（P C，携帯端末等）による24時間予約受付システム

事前にパスワード，I Dを発行する登録制のウェブサイト方式

- ⇒ インターネットや携帯端末等を利用可能な葬祭業者からの予約に対応
- ⇒ 火葬許可証発行時に管轄内の自治体（地区センター・出張所含む）による予約状況確認，予約入力 等

(2) 電話による24時間自動応答予約受付システム

事前にパスワード，I Dを発行する登録制の音声案内方式

- ⇒ インターネットや携帯端末等を利用できない葬祭業者からの予約

(3) オペレーター対応による予約の受付（土日祝を含め，午前8時30分～午後8時まで）

- ⇒ 市民，組内など一般からの予約（改葬の申込みを含む）
- ⇒ 病院等からの献体火葬，胞衣・汚物の焼却に関する予約
- ⇒ インターネット等や電話による自動応答システムを利用することができない葬祭業者からの予約（パスワード未発行の葬祭業者）
- ⇒ 死産児届出者（個人）からの予約
- ⇒ 管轄外（広域利用圏外）の自治体からの予約照会（火葬許可証発行時）
- ⇒ その他（問い合わせや照会への対応）

※ 自治体が火葬許可証を発行する際は，「墓地，埋葬等に関する法律施行規則」により火葬場所を記載しなければならないため，仮予約時に予約確認票の発行・送付または予約番号の発行・通知等を行うなど，P F I事業者の提案による対応が必要となる。

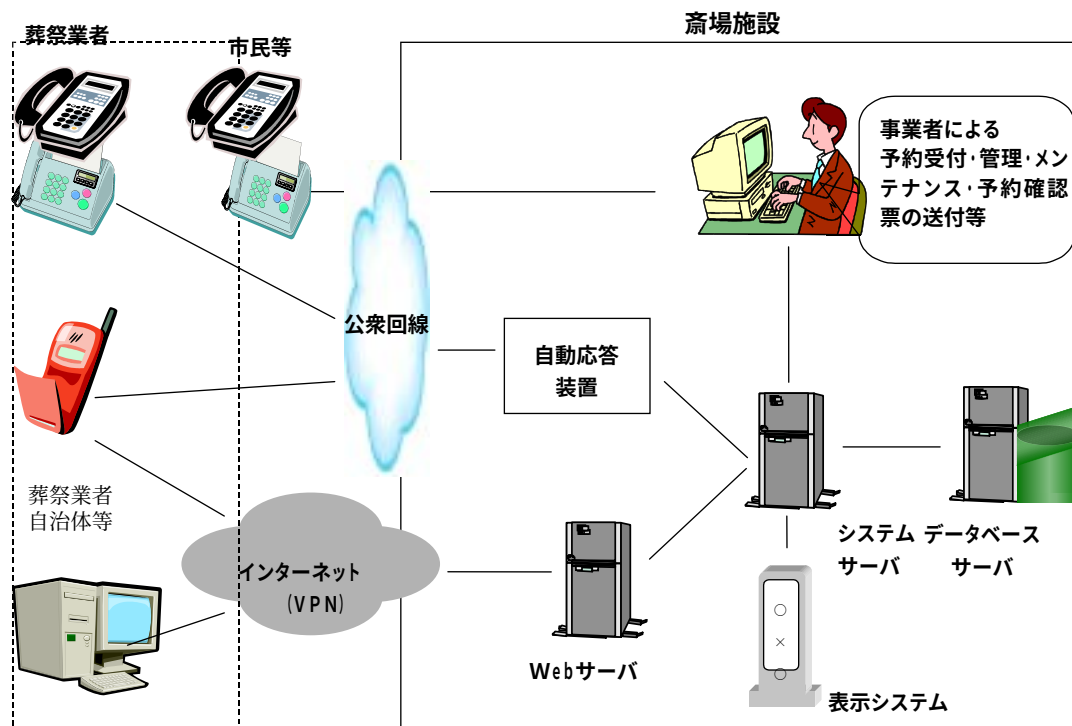
【管轄内の場合】

- ・管轄内の自治体職員は，その予約票や予約番号等を基にウェブで管理されている予約状況を確認し，火葬許可証を発行する。

【管轄外の場合】

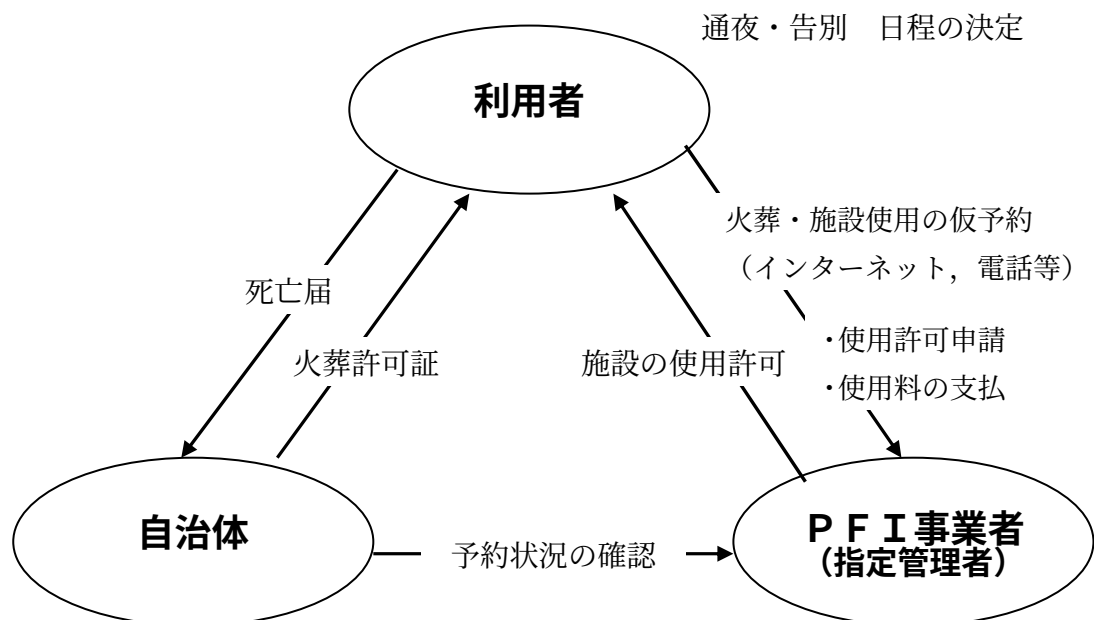
- ・管轄外の自治体職員は，その予約票や予約番号等を基にP F I事業者（指定管理者）に電話照会を行い，火葬場所の確認を行ったうえで火葬許可証を発行する。

【予約受付のイメージ】



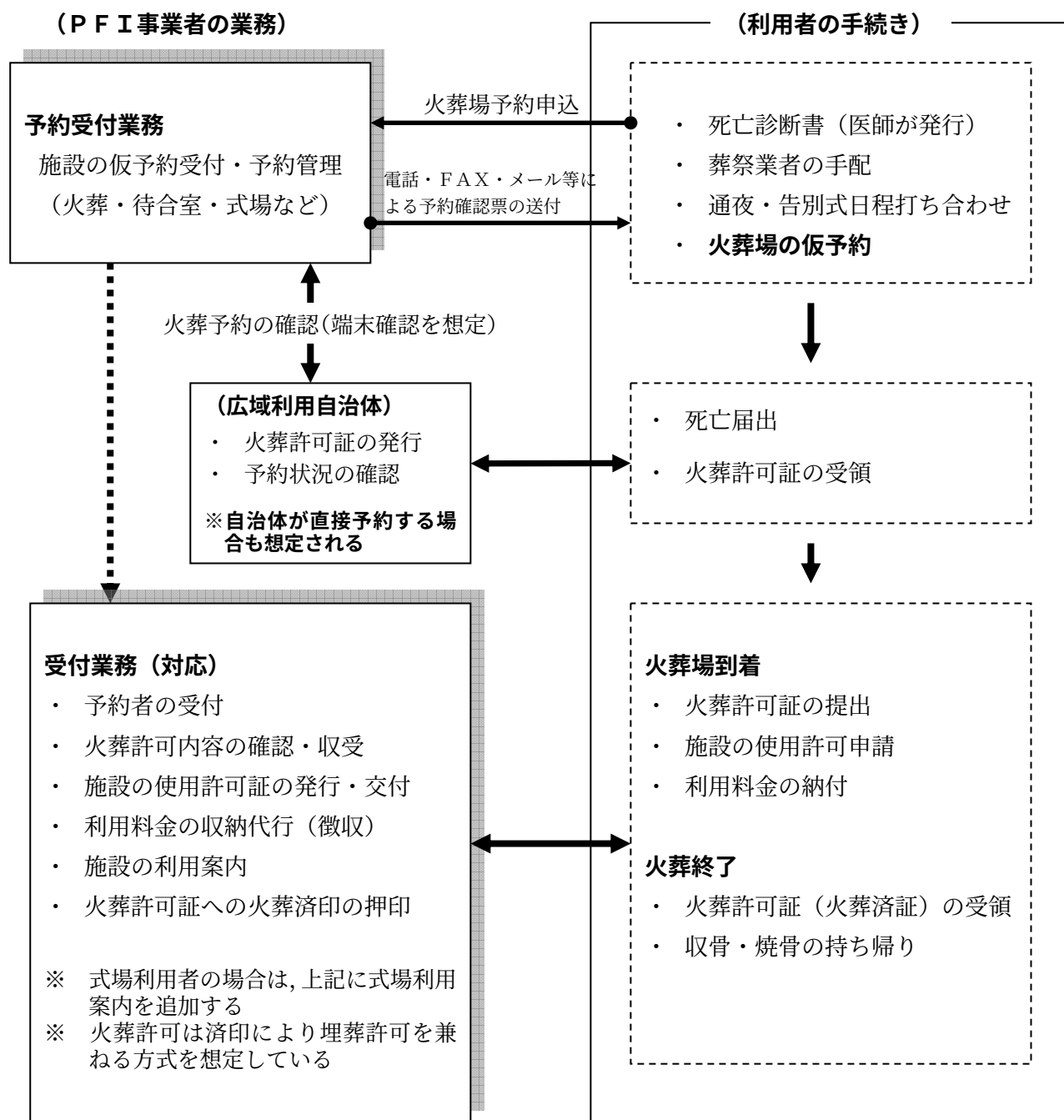
5. 火葬の取扱いについて

【火葬場予約イメージ】



【通常の火葬利用受付】

新斎場予約受付業務、予約業務の基本的な流れ



- 現在、市で行っている斎場の予約受付業務は、すべてPFI事業者（指定管理者）が行う
- 死亡届出の受理、火葬許可証（改葬・埋葬許可証）の発行については、法に基づき各自治体が行う
- 利用者に対する施設の使用許可（利用許可）はPFI事業者（指定管理者）の業務として行う
- 斎場利用にともなう利用料金の受領窓口は、新斎場の窓口支払に一本化する（収納代行業務）
- 霊柩車業務は新斎場の供用開始時に廃止するので業務範囲外である
- オペレーターによる予約受付時間は、毎日（土日祝日含む）午後8時まで行う
- ウェブ方式や電話自動応答による予約システムは24時間対応とする

【参考】現斎場（宇都宮市山本斎場）の予約受付のながれ

